

【一般名処方について】

当院では、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（一般的な名称で処方箋を発行すること）を行う場合がございます。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。

ご不明な点などがございましたら、ご相談ください。

ご理解のほどよろしくお願いいたします。

※ 一般名処方とはお薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方せんに記載することです。そうすることで供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者様に必要なお薬が提供しやすくなります。